

1 新宮町の実態及び教育課題の分析について

1965年に、同和対策審議会答申が提起され、その具体的施策としての同和対策特別措置法が各地方自治体並びに教育現場で具現化されていく中で、人権・同和教育における多くの教育課題が明らかにされました。

- 学校教育の中で、間違った差別認識を正すための歴史学習を行うことが、重要である。
- し尿処理場や清掃工場などのくらしを支える仕事や被差別部落に対する予断や偏見が根強く残っていることがみられる。
- 社会通念や慣習といわれるものの中に、部落差別を温存し、助長させる差別意識が無意識のうちに潜在している。
- 差別問題が被差別側の問題ではなく、加差別側の問題であるという認識に立つと同時に、差別問題を解決するには差別を受けた者が自ら立ち上がるという水平社運動の基本理念を再認識して、人権・同和教育を組織的に進める必要がある。

(1) 差別の現状と実態から学んだ教育課題

国や各地方自治体で人権・同和教育にかかわる様々な住民の意識調査が行われていますが、それらの中で共通してみられるものとして「差別はいけない」「自分は差別をしていない」という意識と同時に「差別は今も残っており、なかなかなくならないと思う」という回答が多数を占めています。

その理由として、「昔からそうだったから」「予断や偏見で物事を判断する人がいるから」という考えが多くうかがえます。これらは、「他人がするから」「自分とは関係ないから」という私たちの内なる意識が潜在していると言えます。

未だに差別が続発している現実と重ねて、「差別があるのは、差別される人がいるからではなく、差別する人がいるからである」「部落差別は、国民的な課題である」という認識が不十分であり、人権感覚が希薄化しているのではということが各方面から指摘されています。

現実には以下のような差別が起きています。

- ① 差別発言、差別落書き、差別はがき・チラシ等による差別事象
こうした差別は、職場・学校・地域など様々な生活場面の中で起きているもので、差別する人もされる人も特定されることが多い。但し、地域で起きる差別落書きなどは対象不特定でストレスの発散として、無意識の内に刷り込まれた差別意識が落書きとして表現されたものといえる。
- ② インターネットの掲示板等に見る差別の実態
これは発信先が特定できないので、露骨で一方向的なものであり、根強い差別意識がうかがえる。
- ③ 生まれにかかわる差別意識の実態
このような差別の実態は、就職における面接や調査あるいは結婚の時に発生していることが、様々な研修会等で報告されている。

2002年3月に同和対策にかかわる特別措置法が失効して以降も、被差別部落出身者に対する誹謗や中傷のはがき、新興住宅地に対する問合せや結婚する相手の居住地に関する問合せ、差別落書き等の差別事象が続発しています。

- 掲示板に差別的な落書き 【2002年】
町内掲示板等7カ所で、個人名を名指しして被差別部落や在日外国人に関する差別的な落書きがあったことがわかった。
- 結婚する相手の居住地が同和地区か否かの問合せ 【2005年】
近い将来に結婚を考えている人の居住地のことだが、親戚とのトラブルを避けたいとして県内の市役所へ同和地区か否かについて問合せがあった。
- 新たな「部落地名総監」—大阪市内の興信所に— 【2006年】
全国の被差別部落などを記載した差別図書の部落地名総監が大阪市内の興信所でみつかったことが、部落解放同盟大阪府連合会の調べでわかった。
- 「あいつら・・・」—インターネットで差別書き込み— 【2006年】
インターネットを利用した悪質な差別書き込みが増加し、高校生の間にも広がっていた。携帯電話などで書き込みができる県内の「高校別掲示板」に、匿名で賤称語を使って差別、排除、侮辱する書き込みが多発していた。
- 部落差別の問題を世に問う小説が刊行 【2009年】
書いたのは恋愛ドラマを手掛けてきた作家（福岡県出身）。被差別部落出身である夫の猿回し師（山口県出身）との結婚に際しての出来事を基につづった私小説である。幸せそうな結婚写真を表紙にした本に込めたメッセージが話題を集める一方、いま、部落差別の根深さや理不尽さと闘っている。

<新聞報道より抜粋>

このような差別事象は、残念ながら氷山の一角といっても過言ではありません。新宮町でも例外ではなく、差別発言、差別落書き等による差別事象や部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する間違っただ差別認識が明らかになっています。

具体的には、テストの点数が低いことに対して、自分のことや友だちのことを賤称語で言い表すといった差別発言、差別落書き等が起きています。

これは、被差別身分が最下層であり、一番弱く人が嫌う仕事をしていて、差別が集中していたといった間違っただ認識によることが各研究集会などで明らかになっています。結果として、旧態依然の【士・農・工・商・被差別身分層】という縦の身分序列の間違っただとらえ方をしている証しです。

歴史学習の中で、被差別的な立場に置かれた人たちや被差別身分とされた人たちに対する正しい認識を育てたいという思いから、それらの人々の立場・くらし・思いを強調する学習展開をしくみました。その結果として「そのような人たちはかわいそう」「そのような人たちだけに差別が集中していた」という間違っただ認識を生み出しました。

その一つの例として、歴史学習後のある親子の会話の中で「被差別身分の人はどんな人か」という子どもの問いに対して「昔、罪を犯して被差別身分にされた人で、今も差別されているかわいそうな人」と、親が間違っただ歴史認識で返している事実が明らかになっています。

(2) 新宮町における差別事象から学んだ教育課題

2001年に起きた二度にわたる町内差別落書きやここ数年起きている学校現場での賤称語を使った差別事象及びいじめ問題は、各小中学校や園での人権・同和教育のさらなる必要性と不足点を私たち教職員に突きつけるものでした。

しかし、差別落書きでは、各小中学校において、直接差別落書きをとりあげた取り組みはなされませんでした。

また、差別発言等の差別事象についても、十分な取り組みを行えていないのが現状です。学校現場で起きた差別事象は、友達との関係で相手を攻撃するときには賤称語を用いたということではなく、自分を卑下するたとえとして賤称語を使ったということと、家庭で部落問題を話している時に、賤称語が間違った歴史認識のもとに使われたということです。

< 賤称語を使った差別事象から明らかになった教育課題 >

- 言葉の問題として
 - ・ えた、ひにんという言葉は、人を差別する言葉（差別語）であり、時には人の命も奪いかねない言葉であるというとらえ方ができていたか。
 - ・ 賤称語使用については、差別をなくしていくという強い意思を持ったときに使える言葉で、安易に使用できないという認識はあったか。
 - ・ 学校以外（塾・参考書・インターネットなど）での出会いと使われ方をきちんと把握し、指導内容や方法を考えていたか。
- 学級集団（仲間づくり）の問題として
 - ・ 自分の思いや考えが素直に出せる集団になっていたか。
 - ・ 「おかしいことはおかしい」と言うことができ、その発言を支えてくれる仲間がいたか。
 - ・ 集団づくりの視点に、個々の自尊感情を育てる取り組みが位置づいていたか。
- 教職員の問題として
 - ・ 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための教育活動を行おうという強い意思をもった教職員集団であったか。
 - ・ 保護者の願いや思いにふれ、子どもや保護者の姿から学ぶ姿勢をもった教職員集団であったか。
 - ・ 差別の問題は、被差別側でなく、加差別側の問題としてとらえ、常に自分自身を振り返ろうとする教職員集団であったか。
- 人権・同和教育の取り組みの問題として
 - ・ 町内の小学校で統一した資料による歴史学習の取り組みがなされていたか。中学校の歴史学習と連携ができていたか。
 - ・ 2003年度、町内の小学校では、教科書記述「百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた身分の人々」を「百姓や町人とはちがう、その外の身分の人々」として指導すると確認したが、校内での申し送りができていたか。
 - ・ 人権・同和教育に対する職員研修が充実していたか。

これまで述べてきた県内や新宮町の差別事象や、このように未だに続発している差別事象に共通していえることは、部落差別をはじめとするあらゆる差別に対する予断や偏見を土壌として潜在する差別意識と被差別部落に対する間違った認識が大きく起因しているといえます。このことは、わたしたち教職員の人権・同和教育に対する取り組みの不十分さとあらゆる差別を主体的になくしていこうとする意思の希薄さを表しています。

こうした状況を受け、新宮町学同部では、部落問題についての学習を確かなものにするために、部落問題の歴史や実態、部落問題を中心とする人権・同和教育の基本的な考え方やあり方などについて再確認するとともに、小中学校が一貫した年間指導計画づくりを行い、小中の連携を深めることを提起してきました。しかし、学同部の部落問題学習部会では、各学校の歴史学習の取り組みの報告と学習指導案の収集に留まり、毎年会員が変わることや6年生担任と社会科教科担任の参加が少ない実態がありました。そのような中で、2005年度の中学校と地区保護者との教育懇談会において、中学校側より「町内の小学校の歴史学習指導に温度差や学習資料の違いがあり、中学校の歴史学習指導と十分な連携がとれていない」という意見が出され、新宮町人権・同和教育学習カリキュラムの作成に向けて、検討委員会を設置することになりました。

2006年度に、人権・同和教育学習カリキュラム検討準備委員会として発足し、各小中学校で「江戸時代の身分制度」の授業を公開しました。そこで、近年の部落史学習における研究の発展や深化と共に、各教師における時代のとらえ方や用語の使い方が多様化していることが明らかになりました。小中連携の視点からも、教材研究の方向性を定めていくためにも、町内小中学校の学習基底カリキュラムの必要性を痛感しました。

2007年度から3年間にわたり、人権・同和教育学習カリキュラム検討委員会では、町内の小学校及び中学校における部落史学習にかかわる单元において、学習指導案審議、公開授業と反省協議会を行い、授業実践と資料の収集にあたりました。

そして、2009年度末に、新宮町人権・同和教育学習カリキュラム事例集の発行となりました。

(3) 教育課題解決に向けた今後の取り組み

人権・同和教育の課題を解決していく基本姿勢として、以下のことが考えられます。

- 部落差別をはじめとするあらゆる差別の現実に深く学ぶことを原点として、自己の人権感覚を高めること。
- 現代社会の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別が現存しており、その土壌として予断や偏見、迷信、言い伝え等が結びついているという現状を認識すること。
- 部落差別の現実に学ぶための具体的な手だてを考え、全教職員で取り組むこと。
- 各小中学校や園、家庭、地域の連携を図り、子どもたちの人権意識や感覚を育成すること。
- 差別をしない、させない、人権感覚を育てる学習展開や人権・同和教育学習カリキュラム実践を組織化し、学校総体として取り組むこと。
- 人権・同和教育学習カリキュラム実践の公開授業の時は、各小中学校全教職員で研修を行うこと。
- 集団づくりや授業づくりの実践交流を、校内研修会に位置づけること。